

## 砺波市海外留学支援奨学資金給付要綱

令和6年2月19日  
砺波市告示第27号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市出身の学生が国際社会で活躍できる人材となることを目的とし、海外の高等学校又は大学等へ留学するために必要な資金（以下「奨学資金」という。）を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海外の大学等 学校教育法に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）又は高等学校に相当する外国の教育機関をいう。
- (2) 海外留学 海外の大学等へ留学（語学留学を除く。）することをいう。
- (3) 語学留学 語学力を上げることを目的とする留学のことをいう。

### (給付対象者)

第3条 奨学資金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者
- (2) 申請年度の4月1日時点において、次のいずれかに該当する者
  - ア 砺波市に住所を有する者
  - イ 1年以上継続して砺波市に住所を有した実績があり、かつ、保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が砺波市に住所を有する者
- (3) 申請年度の4月1日時点において、15歳以上25歳以下の者
- (4) 申請年度の4月1日から3月31日までの間に、海外留学を開始する者（出願中及び今後出願予定の者も含む。）
- (5) 海外留学の期間がおおむね1年以上の者
- (6) 留学先の大学等において学習や研究を行うために十分な語学能力がある者

### (給付額及び給付回数)

第4条 奨学資金の給付額は、50万円とする。

2 奨学資金の給付は、給付対象者1人につき1回限りとし、予算の範囲内で給付する。

### (給付の申請)

第5条 奨学資金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、第9号に掲げる書類について申請時に提出できない場合、奨学資金の給付を請求するときまでに提出するものとする。

- (1) 砺波市海外留学支援奨学資金給付申請書（様式第1号）

- (2) 砺波市海外留学支援奨学資金海外留学計画書（様式第2号）
- (3) 砺波市海外留学支援奨学資金奨学生推薦調書（様式第3号）
- (4) 小論文
- (5) 給付対象者の住民票の写し(謄本)
- (6) 保護者の住民票の写し(謄本)及び給付対象者と保護者の続柄が確認できる書類  
（第3条第2号イに該当する者に限る。）
- (7) 学業成績証明書
- (8) 外国語能力試験のスコアの写し
- (9) 留学先の大学等からの入学許可証又は留学受入通知書の写し  
（給付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨学金の給付を決定し、砺波市海外留学支援奨学資金給付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（給付の請求）

第7条 前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、奨学資金の給付を受けようとするときに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 砺波市海外留学支援奨学資金奨学生誓約書（様式第5号）
- (2) 砺波市海外留学支援奨学資金請求書（様式第6号）
- (3) 第5条第9号に掲げる書類（第3条第2号イに該当する者であって、請求時まで当該書類を提出していない場合に限る。）

（変更の届出）

第8条 奨学生は、申請内容に変更があった場合には、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨学資金の給付を受けたとき。
- (2) 第3条第4号及び第5号に該当するものでなくなったとき。
- (3) 留学の内容が申請の内容と大きく異なるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この要綱の規定若しくは奨学資金の給付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（奨学資金の返還）

第10条 市長は、奨学資金の給付の決定を取り消した場合において、既に奨学資金が給付されているときは、奨学生に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

（報告書等の提出）

第11条 奨学生は、留学終了後60日以内に、留学等修了報告書（様式第7号）及び修学レポートを市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨学資金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に奨学資金の給付の決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。